

(その他)

第10条 センターは、業務の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 センターは、業務の実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、センターの故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

3 この契約、介護保険法等の関係法令及び寝屋川市介護予防ケアマネジメント実施要綱等で定めのない事項については、関係法令等の趣旨を尊重し、利用者とセンターの協議により定めま

す。
4 利用者及びセンターは、この契約についてやむを得ず訴訟となる場合は、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(特記事項)

第11条 令和 年 月 日からこの契約の締結の時までの間に、利用者及びセンターが現実にこの契約上の義務の履行として又はこの契約の内容に関して行ったと認められる行為については、この契約に基づいて行われたものとみなします。

以上の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、センター双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

利用者又は代理人 (代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

センター

所在地 寝屋川市高柳一丁目1番15号

事業者名 社会福祉法人いわき会

代表者名 理事長 南 桂子 _____ 印 _____

この契約に定める業務を担当する事業所

事業所名 寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター
(指定事業所番号 2700300086)

事業所所在地 寝屋川市黒原橘町9番19号

事業所責任者氏名 秋本 優希

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

_____ (以下「利用者」といいます。)と、社会福祉法人いわき会 寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター (以下「センター」といいます。)とは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント (以下「業務」といいます。)について、次のとおり契約を締結します。

(目的及び内容)

第1条 センターは、介護保険法、寝屋川市介護予防ケアマネジメント実施要綱等に基づき、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書又はケアマネジメント結果等記録表 (以下「計画書」といいます。)を作成します。また、当該計画書に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

なお、利用者は契約に基づく業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が負担しなければならない所定の利用料その他の費用 (以下「利用料等」といいます。)を支払います。

2 センターが提供する業務の内容

| 業務の内容 | 介護保険適用有無 |
|----------------------|-----------------------------------|
| ① 計画の作成 | 左の①～⑦の内容は、一連業務として、介護保険の対象となるものです。 |
| ② 介護予防サービス事業者等との連絡調整 | |
| ③ サービス実施状況の把握及び評価 | |
| ④ 利用者状況の把握 | |
| ⑤ 給付管理 | |
| ⑥ 要支援認定申請等に係る協力及び援助 | |
| ⑦ 相談業務 | |

3 業務に係る利用料等は次のとおりです。

(1) 業務に係る介護報酬について、通常は全額が保険給付として保険者からセンターに支払われるため、利用料は必要ありません。ただし、利用者が介護保険料を滞納していることにより、保険給付に係る支払方法が変更されている場合、その期間に提供された業務に係る介護報酬については、全額を利用者がセンターに支払うものとし、介護報酬の額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生省告示第129号) 及び寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定のとおりです。

(2) センターがセンター介護予防支援事業所運営規程 (以下「運営規程」といいます。)に規定する通常の事業の実施地域の区域外において業務を実施する場合に要する交通費は、その実費を利用者がセンターに支払うものとし、自動車を使用した場合の交通費の額は、運営規程に規定のとおりです。

(3) 利用料等が発生した場合、センターは業務を実施した月の翌月15日までに利用者に請求し、利用者はセンターが指定する方法により請求のあった月の翌月10日までに支払うものとし

ます。また、センターが利用料等の支払を受けたときは利用者に対して領収証を発行します。

(期間)

第2条 この契約の期間は、この契約の締結日から利用者の要支援認定又は事業対象者の有効期間の満了日までとします。ただし、契約の期間の満了日までに利用者から契約終了の意思表示が無い場合は、この契約は次の要支援認定又は事業対象者の有効期間の満了日まで自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

(解約等)

第3条 利用者による解約は次のとおりとします。

(1) 利用者は、センターに対して7日前までに契約終了の意思表示を行うことにより、この契約を解約することができます。

(2) 利用者は、センターが正当な理由なく業務に係るサービスを提供しない場合、この契約に規定する事項に違反した場合には、前号の規定に関わらず直ちにこの契約を解除することができます。

2 センターによる解約は次のとおりとします。

(1) センターは、業務の遂行が困難となるやむを得ない事情がある場合に、1か月前までに解約理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解約することができます。

(2) センターは、次の事項に該当する場合、前号の規定に関わらず解約理由を記載した文書を交付することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

ア 利用者が利用料等の支払を2か月以上遅延し、センターが文書による利用料等の支払に係る催告をした日から14日以内にその支払が無い場合

イ 利用者又はその家族の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難な場合

3 自動的な終了は次のとおりとします。

(1) 利用者が死亡し、介護保険被保険者資格を喪失した場合、喪失した日に終了するものとします。

(2) 利用者が医療機関等に入院(所)し、又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、業務の実施が困難となった場合、センターから利用者へ通知することをもって終了するものとします。

4 センターは、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、医療機関等の関係機関へ関係記録の写しの引継ぎ等の調整を行うものとします。

(変更)

第4条 センターは、この契約に定める内容を変更しようとする場合、利用者に対して文書によりその変更内容を通知するものとします。

2 利用者は、この契約に定める内容の変更を承諾する場合は、この契約に定める内容の一部を変更する契約をセンターと締結するものとします。

(業務の担当者)

第5条 センターは、業務の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮し、センターの事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者へ連絡します。

(業務の記録等)

第6条 センターは、作成した計画書の写しを利用者に交付します。

2 センターは、計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、計画書の内容に変更がある場合は、変更した計画書の写しを利用者に交付します。

3 センターは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(秘密保持)

第7条 センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 センターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 センターは、利用者へサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により当該個人情報利用に係る同意を得るものとします。

(苦情対応)

第8条 利用者は、提供された業務に関して苦情がある場合又はセンターが作成した計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、センター、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、国民健康保険団体連合会に対しても、業務に関する苦情を申し出ることができます。

2 センターは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 センターは、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(居宅介護支援事業者による計画書原案作成)

第9条 センターは、計画書原案作成などの業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託することがあります。その場合、センターは、手続等について利用者へ説明及び情報提供するとともに、当該居宅介護支援事業者や関係機関と調整を図ります。

2 利用者は、前項の委託を受けた居宅介護支援事業者の業務に積極的に協力することとします。

3 居宅介護支援事業者は、この契約の趣旨を尊重し、業務に従事することとします。